

外国人技能実習制度

Technical Intern Training Program

JAECの取り組み

公益社団法人 国際農業者交流協会

JAEICが実施する事業

海外派遣事業（公益）
（日本人農業研修生）

長期滞在型研修

アメリカ、オーストラリア

デンマーク、ドイツ、スイス、オランダ、他

短期滞在型研修

若手畜産青年育成事業（高校生）

受入事業（公益）
（諸外国農業研修生）

アジア農業青年人材育成事業（農水省補助事業）

技能実習事業（フィリピン、タイ）

その他：欧州研修生受入事業

特定技能事業（外国人労働者）

海外農村開発支援事業
（公益）

フィリピン安全野菜生産及び流通改善事業

（外務省の日本NGO連携無償資金協力助成事業）

活動・支援事業
（その他）

宮農研究会、NF、技術書作成・頒布、無料職業紹介事業、研修生支援（サポート資金・奨学金）、便宜供与、etc.

外国人技能実習制度とは？

- 開発途上国の人に、日本での実践的な業務を通して高度な技術や知識を修得してもらい、母国の発展のために役立つ人材を育てることを目的とした日本の法律に基づく制度です。労働力の需給を調整する手段として実施することは認められていません。
- 技能実習制度には技能習得の各段階に応じて、以下の各活動に分けられます。
 - 修得を目指す1号（1年間） ・ ・ 修了までに農業技能評価試験**初級**に合格
 - 習熟を目指す2号（2年間） ・ ・ 修了までに農業技能評価試験**専門級**に合格
 - 熟達を目指す3号（2年間） ・ ・ 修了までに農業技能評価試験**上級**に合格
- 技能を修得・習熟するための制度ですので、実習生はそれぞれの段階で得た技能の評価試験を受けます。合格すると、その段階の技能を修得したと判断され、次の段階に進むことができます。

外国人技能実習制度におけるJAECの取り組み

- 2007年からJICA草の根事業による開発途上国における農村開発支援事業を開始。フィリピンにおいて化学肥料、農薬の使用を抑えた、堆肥、炭、木酢等の利用による持続型農業の普及を実践。
- その普及スピードを高めるために、現地若手農民に日本の生産現場で実地研修を提供し、高度な農業への理解を深めてもらうこと、帰国後は協会が進める持続型農業の理解者、協力者として活動の推進力になってもらえることを期待して2008年から技能実習制度を利用した研修を開始した。
- 協会では他のアセアン諸国から農業研修生の受入れを行っており、それらの国からも技能実習生の受入れを希望する声があり、2022年からはタイ国から技能実習生の受入れを開始した。

野菜出荷流通の現状と改善策について

現 状



葉物野菜の場合、流通過程で
重量比 30-50%が廃棄処分

改 善 策

新流通システム

新鮮で安全な高付加価値野菜



収入増

集出荷場/公設市場



野菜ゴミや様々な無駄を削減
余計な作業や時間、経費削減

流通業者

店/スーパー

消費者



安定供給

新鮮/高品質野菜

フィリピン現地における普及活動



セミナーを開催して
持続型農業の有効性
を説明

技術的な説明を
圃場で実地研修



日本における実地研修（技能実習）



施設栽培技術
を学ぶ

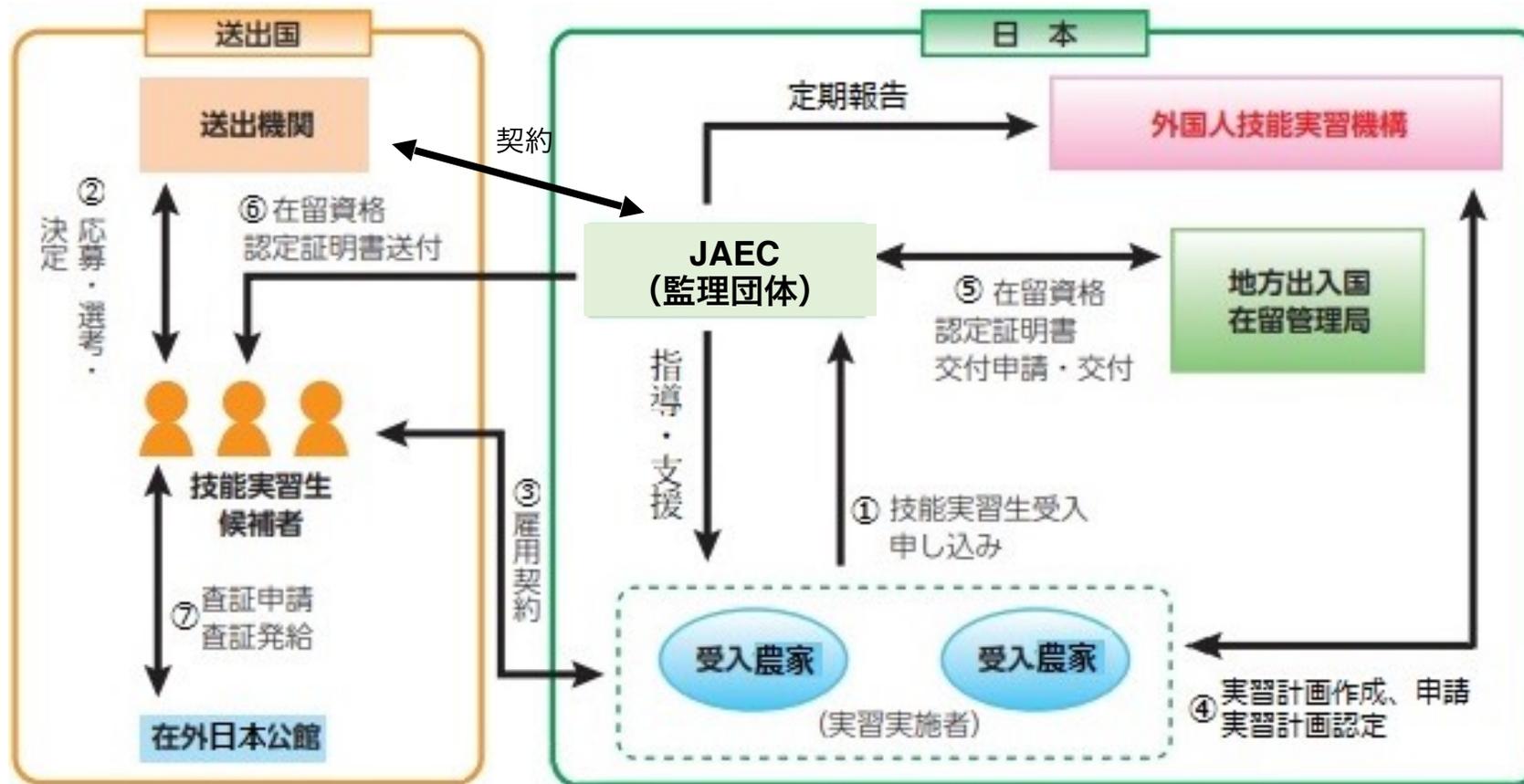


高原野菜の生産から出荷まですべてを学びます

技能実習制度のしくみ ①

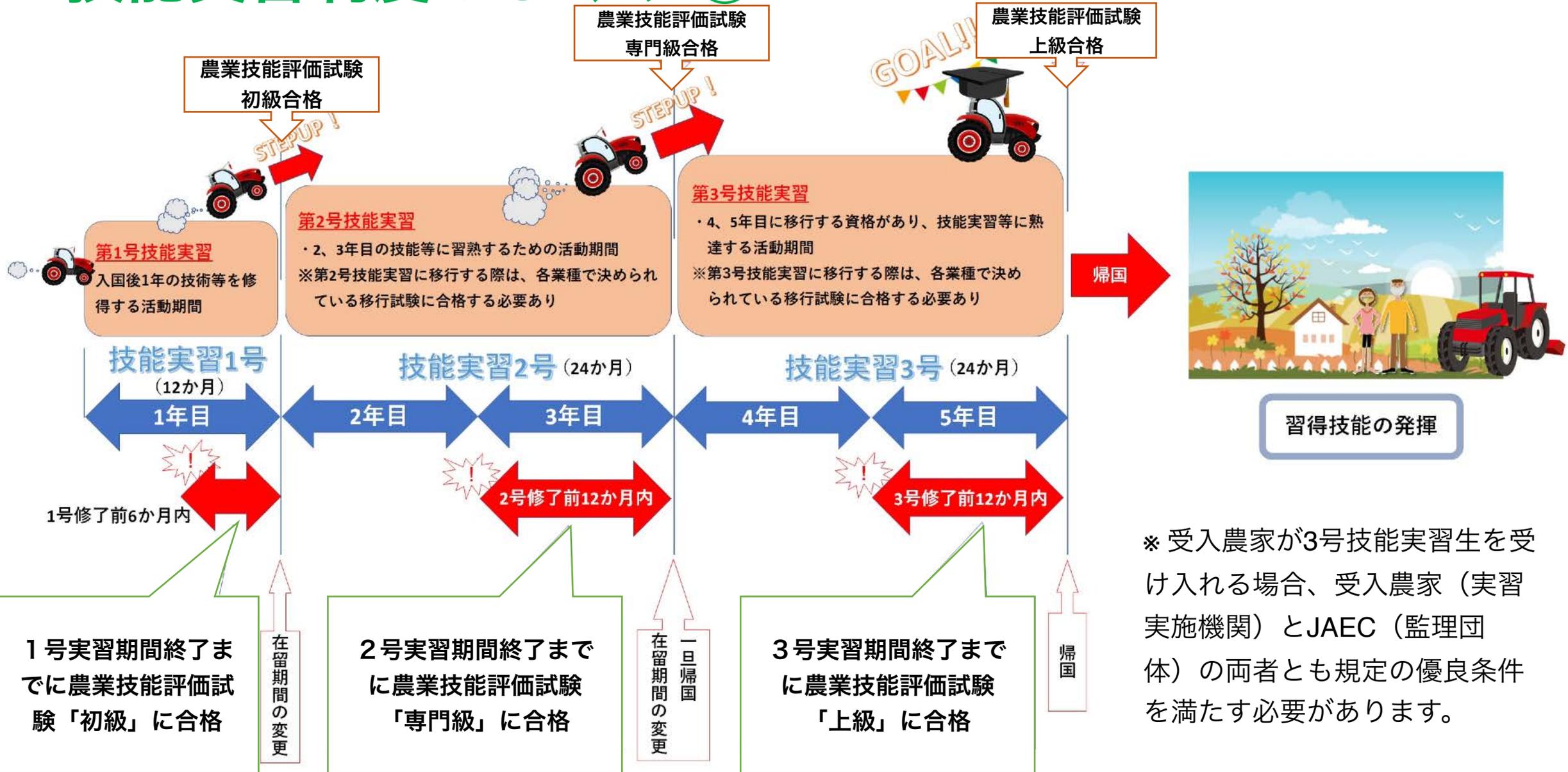
【団体監理型】

外国人技能実習機構を通して監理団体として主務大臣の許可を得たJAECが技能実習生を受け入れ、受入農家で技能実習を実施します



- 愛媛県を管轄する外国人技能実習機構は、高松事務所（松山支所）です。
- 愛媛県を管轄する出入国在留管理局は、高松出入国在留管理局（松山出張所）です。

技能実習制度のしくみ ②



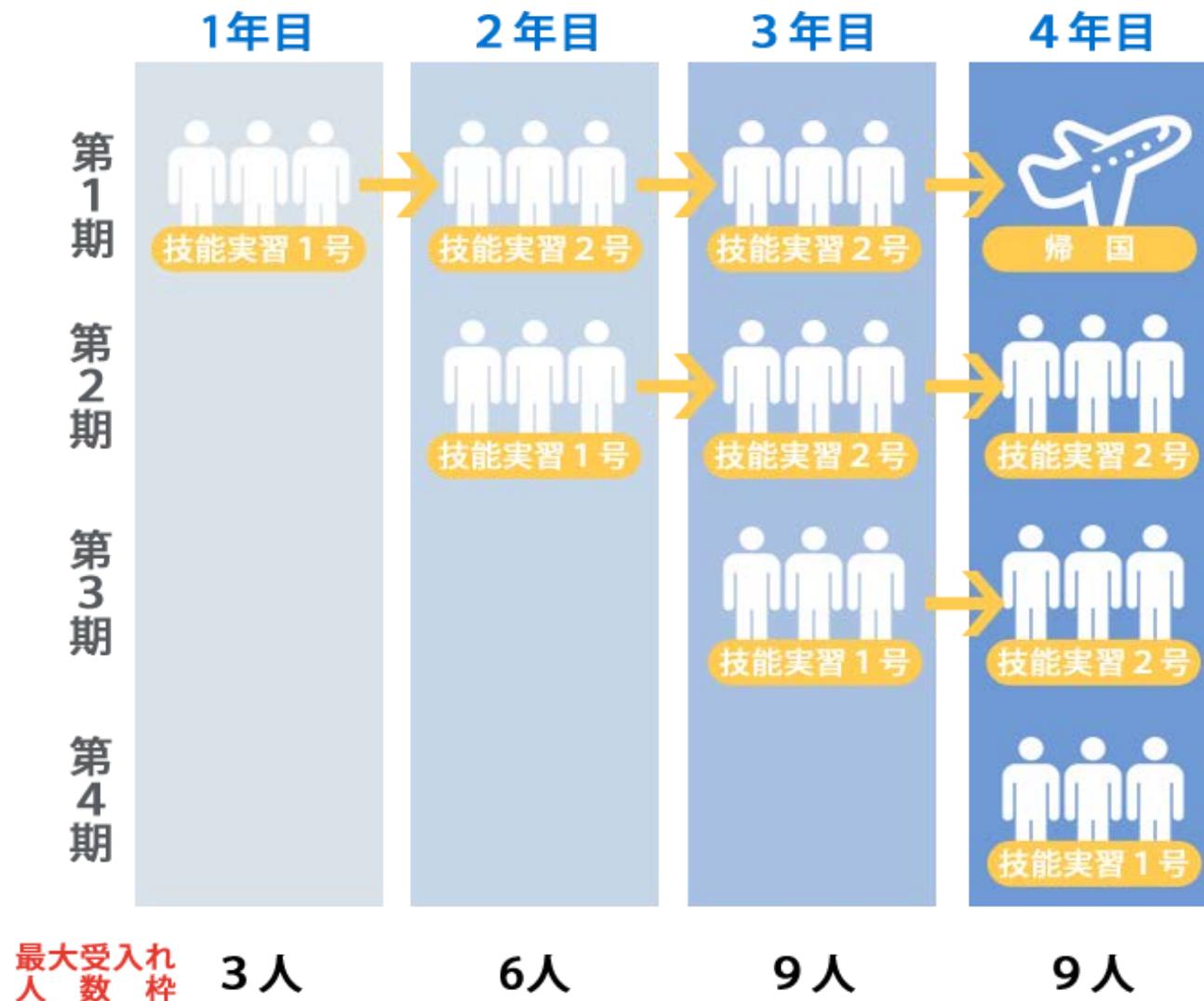
技能実習生の受け入れ可能人数

○ 農家の常時雇用従業員数によりますが、その従業員数を超えることはできません。

○ 常時雇用従業員数が3人～30人以下の場合が右表となります。

○ 常時雇用従業員数を上回ることはできません。

○ 例えば従業員数が2人の農家の場合の受入最初の年については、技能実習生2人までの受け入れが可能となりま



JAECが受け入れる技能実習生

- フィリピン（20代の未婚・既婚の男女）

地域：ベンゲット州の農村地域出身で農作業経験有り

性格：ベンゲット州の特徴か大人しくシャイな人が多い

掃除が得意で整理整頓に心掛ける人が多い

農作業に十分な体力を発揮する

言語：タガログ語、イロカノ語の他、英語

宗教：ほとんどがキリスト教

- タイ（20代の未婚・既婚の男女）

地域：北部・東北部を中心とする農村地域出身で農作業経験有り

性格：シャイで声が小さいがまじめで確実な作業をこなす

言語：タイ語

宗教：ほとんどが仏教



受入農家（実習実施機関）は・・・

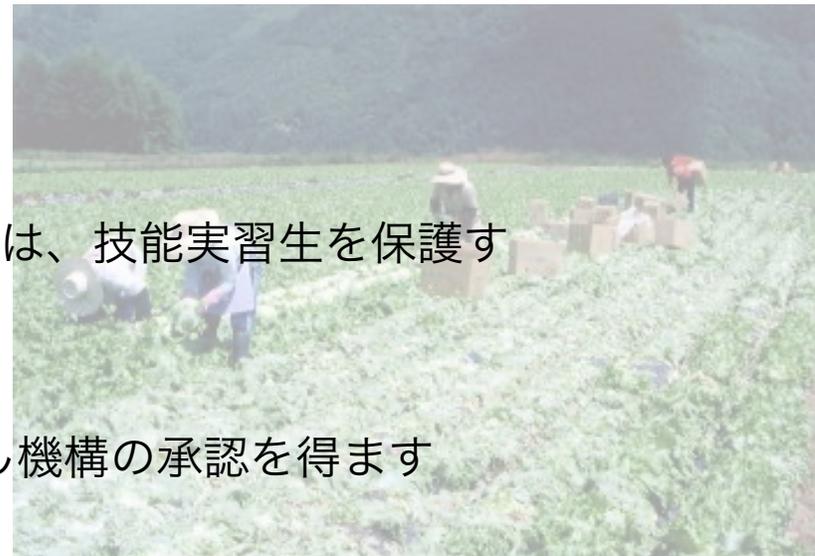
- 開発途上国の人材に対し、実践的な農作業を通じて日本の高度な技術や知識を修得してもらい、母国の農業・農村の発展に役立つ人材を育てるという制度の趣旨を理解し協力を惜しまない方。その意味で、長期の海外農業研修を体験されたOBOGは、その理解が深く受入農家として相応しいと考えます。
- 技能実習生には労働基準法により日本人労働者と同じ待遇を提供します。法定の労働時間（8時間／日、40時間／週）、賃金、休日などに加え、所定外労働時間や休日勤務に対しては、決められた超過手当を 払います。
- 技能実習生と受入農家は雇用契約を結びます。
- 宿舎は技能実習生に必要な生活面積、設備を備えている必要があります。



JAEC（監理団体）は・・・

外国人技能実習機構により監理団体として許可されたJAECは、技能実習生を保護することを第一に考え、受入農家と技能実習生の間に立って、

- 受入農家とともに技能実習生一人一人の実習計画を作成し機構の承認を得ます
- 受入農家を雇用者として現地政府の承認を得て登録します
- 技能実習生の入国に関する手続きの他、在留資格の変更等に関する手続きを出入国在留管理庁に行います。
- 技能実習生と受入農家への定期的な指導訪問や監査訪問を行い、住居や作業環境、健康管理、実習状況、労働時間や賃金管理などの確認を行い定期的に機構に報告します。
- 病気、怪我、予期せぬ問題等に対応します。



技能実習生を受け入れる

- 技能実習制度で定められてる受入農家の費用は以下の通りです。

【現地国における費用】

- ① 事前講習費用、健康診断費用、査証申請料などの実費
- ② 来日時の航空賃実費
- ③ 現地国送出国事務管理費

【日本到着後～修了・帰国までの費用】

- ④ 日本到着後～入国後講習会場～配属時の農家までの各移動費実費
- ⑤ 入国後講習（約1カ月）の費用実費
- ⑥ 技能実習生保険料実費
- ⑦ 各段階の農業技能評価試験受験費用実費
- ⑧ 指導・監査訪問に要する実費
- ⑨ 実習修了時の帰国時の移動費、帰国時航空賃実費
- ⑩ 在留資格の変更・更新申請に要する実費
- ⑪ JAEC事務管理費

- 技能実習生への賃金



それにしても、米国農業研修制度にそっくり

技能実習生



米国農業研修生

- 目的：日本での実践的な業務（実地研修）を通して高度な技術や知識を修得し、帰国後は母国の発展に寄与する農業人材を育てる。
- 「技能実習生」の在留資格で入国し、農家における実地研修を通じて技能を修得するとともに、受入農家から一般労働者と同等以上の報酬を得ることが出来る。
- 長期滞在型研修。期間は1～3年間。条件が整えば2年間の延長が可能。
- 初年到着時に約1カ月の入国後講習を受け、日本語、生活一般、文化・習慣、技能実習関連の法律、その他必要な項目を学ぶ。

- 目的：農業先進国において農業実習（実地研修）や学習を通じて農業技術、経営管理、販売技術等を修得し、国際社会に精通した農業人材を育てる。
- 「産業研修生」の在留資格で入国し、農業の実地研修を通じて技能を修得するとともに、受入農家から実習手当を受け取ることが出来る。
- 長期滞在型研修。研修期間は18ヶ月間。延長は不可。
- 到着時に約2ヶ月の基礎学習と帰国前に2ヶ月の専門学習があり、英語、アメリカ農業、生活一般、文化・習慣、必要な法律等を学ぶ。

ご相談、ご質問、資料のご請求は・・・

公益社団法人

国際農業者交流協会

業務部 受入業務課



電話：03-5703-0254

FAX：03-5703-0255



法務省・厚生労働省の説明サイト

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005177.pdf>